

はじめに

東洋大学 細井 洋子

平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、それに続いて「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、4つの基本方針、5つの重点課題、258の具体的施策が示された。これらの施策は、今後5年の間に順次進められるという。これによって、長年日本社会において十分な光が当てられてこなかった被害者・家族に対して、漸く社会全体が総合的に取り組みを開始することが宣言されたのであり、これは単に被害者・家族およびその関係者だけでなく、日本が市民社会としてその成熟に向けての第一歩を踏み出したということであって、われわれにとって大変喜ばしいことである。問題は、これが予定通りに実現されていくかであり、そのためには国民の多くがこの主旨を正しく認識し、十分な理解をする必要がある。

基本計画には、4つの基本方針の一つとして「国民の総意を形成しながら展開されること」があり、また重点課題の一つとして基本法第20条関係の「・・・国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み」があり、具体的な項目が示されて、すでに実施されているものもある。その一つに昨年11月25日から12月1日に設定された「犯罪被害者週間」がある。全国の各地で様々な行事が催された。国が掲げる啓発事業の一つであろう。今後、この種の事業は国民の理解を高めていくためにより一層充実したものとして展開されていくことはまちがいない。それらの試みが当初の主旨を十分に反映したものとするためには、国民が、犯罪被害者等の施策をどの程度理解しているのか、また犯罪の被害者をどのような人たちとして、またどのような状況におかれていると認識しているのかを知る必要がある。

今回の「犯罪被害者等に関する国民意識調査」は、まさに今後施策を進めていく上で、広く国民の考え方や受け止め方を知ることが必要であるとして実施されたものである。この調査の企画には、被害者遺族当事者をはじめ、支援団体の代表者、メディアの関係者、研究者が参加し、昨年9月から5回の会合を重ねて練ってきたものであり、かれらは被害者研究の有識者というよりも国民の各層を代表する。本調査は以下の3つの特徴をもつ。

1. 国民の各層に、全国的な規模で、有効数5331名とする大規模調査である。
2. 国民の意識・行動と比較するために、被害者・家族に対して、国民に対するものとほぼ同様の調査を行った。被害者・家族は有効数1,098名である。
3. 調査方法として郵送法とWeb法を併用した。国民はWeb法のみ、被害者・家族は併用。Web法を用いたことには二つの目的がある。一つは、国民を広く、しかも各層にまたがって、短期間で効率よく回答を集める上で有効であると考えたこと、二つは、被害者・家族の対象者の選出に配慮したこと、つまり、Webモニター登録者ではあるが、その点を除けば「匿名」で、「自由に意見を表明できる」ことを重視し、一般にわれわれに届かない「被害者・家族の声」が聞けるのではないかと考えた。郵送法は任意の被害者・家族の団体を通じた被害者・家族を対象にもちいられた。

調査は平成18年の年末から平成19年1月中旬のおよそ20日間で実施され、分析をし、報告書としてまとめられた。調査の内容・結果については本体をお読みいただきたいが、今後への課題も含めてここでは以下の5点だけを指摘しておきたい。

1. 国民の中で、犯罪の被害者・家族を「身近に受け止めている人たち」は、年齢層では20歳代・60歳代の若年者層と高齢者層であり、性別では女性である。

2. 調査にあたって、国民が「重い犯罪の被害者」として思い浮かべたのは、8割が「殺人・傷害などの暴力犯罪」の被害者であり、「交通事故などの犯罪」や「強姦などの性犯罪」の被害者は少ない。この傾向は属性によってほとんど違いはないが、高齢者層が他の年齢層と比較して交通事故などの犯罪被害者をあげていたのは、かれらが被害者について考える際に、もっとも身近に考えられる犯罪であるということであろう。実際は交通事故などの犯罪被害者の方が圧倒的に多いにもかかわらず、国民の考えるイメージの中に実態と大きく異なったものがあるとするれば、それについての分析・検討は今後の課題として残されるだろう。
3. 国民と被害者・家族では、意識の面で近似している項目もあるが、総体的にみて 国民が、被害者・家族の状況を画一的に捉えているのに対して、被害者・家族は多様な受け止め方をしている。 施策に関しては、被害者・家族をめぐる状況・支援については、国民はかなりの程度充足されている、と思っているのに対して、被害者・家族は不足・不満を述べている。 国民は、被害者・家族の支援のあり方として、個人の人権を尊重してできるだけ「距離をおいて静観する」ことを考えているのに対して、被害者・家族はいたずらに支援者の考えを押しつけるやり方は好まないが、事件のことを話し合える「相談相手」になってほしいと望んでいる。この点は、今後の支援のあり方を考える上で重要なポイントになると思われる。
4. 被害者・家族が今後の支援の担い手として、行政主導による公的な支援をもとめていることが明らかになった。
5. 被害者・家族にとって家族・友人は身近な支援者・理解者として実際に助けられ、力になってもらってきたが、同時に二次的被害の当事者にもなっており、かれらのもつ二面性の問題は、今後の課題となるように思う。

今回の調査の結果は、今後の施策を具体的に進めていく上で、重要な点を示唆しており、本報告書の活用が各方面に多大な影響を及ぼすことを期待したい。被害者・家族の問題は、われわれ国民の共通の課題であり、どちら側に自分をおいても議論できるテーマであり、その意味において本報告書を一つの材料として多くの人たちの活発な討議の場面に活用してほしいと願っている。